

特定健康診査等実施計画
(第三期)

カシオ健康保険組合

2018年3月

背景・趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第一期及び第二期は五年を一期としていたが、医療費適正化計画が六年を一期に見直されたことを踏まえ、第三期（平成 30 年度以降）からは六年を一期として策定することとする。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

第三期の計画においても、社員である被保険者については、引き続き事業主と連携し、共同して事業主が行う健康診断及び健康保険組合が行う人間ドックの受診率の向上に努めるとともに、健康診断の健診データを事業主より受領する。特定健診にかかわる健診データは、全て健康保険組合が管理する。

被扶養者並びに任継保険者（以下、被扶養者等）については、健康保険組合が行う家族健康診査、人間ドックの受診率の向上に努め、健診データを健診先又は受診者から受領し管理する。

また、家族健康診査、人間ドックを受診しない被扶養者等がパート等勤務先での健康診断を受けている場合には、特定健診項目部分の結果（写し）を受領できるよう周知し協力を求める。

3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が行う健康診断は、従来どおり事業主が行うこととし、費用も事業主が負担する。健康診断の健診データを、健康保険組合が受領し管理する。

事業主が行う保健指導も従来どおりとし、別途、健康保険組合は特定保健指導を外部に委託する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を94%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【特定健診目標実施率】

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の示す目標
被保険者	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	—
被扶養者	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	—
被保険者+被扶養者	94.1	94.1	94.1	94.1	94.1	94.1	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を55%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

【特定保健指導目標実施率】

(被保険者+被扶養者)

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の示す目標
40歳以上対象者	5,481	5,398	5,317	5,238	5,159	5,082	—
特定保健指導対象者数 (推計)	790	778	766	755	744	732	—
実施率 (%)	30.0	30.0	30.0	35.0	40.0	55.0	55.0
実施者数	237	233	230	264	297	403	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を国が示す各医療保険者種別の目標に基づき25.0%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

被保険者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	3,831	3,773	3,717	3,661	3,606	3,552
目標実施率 (%)	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
目標実施者数	3,754	3,698	3,642	3,588	3,534	3,481

被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	1,650	1,625	1,601	1,577	1,553	1,530
目標実施率 (%)	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
目標実施者数	1,402	1,381	1,361	1,340	1,320	1,300

被保険者+被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	5,481	5,398	5,317	5,238	5,159	5,082
目標実施率 (%)	94.1	94.1	94.1	94.1	94.1	94.1
目標実施者数	5,156	5,079	5,003	4,928	4,854	4,781

2 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者		5,481	5,398	5,317	5,238	5,159	5,082
動機付け支援	対象者数	353	347	342	337	332	327
	目標実施率 (%)	30.0	30.0	30.0	35.0	40.0	55.0
	目標実施者数	106	104	103	118	133	180
積極的支援	対象者数	437	431	424	418	412	406
	目標実施率 (%)	30.0	30.0	30.0	35.0	40.0	55.0
	目標実施者数	131	129	127	146	165	223
合計	対象者数	790	778	766	755	744	732
	目標実施率 (%)	30.0	30.0	30.0	35.0	40.0	55.0
	目標実施者数	237	233	230	264	297	403

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

(1) 特定健康検査

被保険者については、事業主が労働安全衛生法第66条に基づき健診機関に委託する事業主健診および健康保険組合が委託実施する人間ドック等を受診した場合は特定健康診査を受診したものとする。

被扶養者については、健康保険組合の委託健診機関が実施する家族健診の他、パート先の健診等の受診を利用する。

(2) 特定保健指導

特定保健指導は、当健康保険組合所属の保健師、もしくは保健指導委託機関にて実施する。

なお、第三期より被保険者に加えて被扶養者（家族）を特定保健指導の対象とする。

2 実施項目

特定健診の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

特定健診のうち、事業主が行う健康診断については各事業所が定める時期に実施するが、外部実施する場合は通年とする。

4 委託の有無

(1) 特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。

なお、厚生労働省告示第11号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている健診機関を選定することとする。

(2) 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラムに基づいたアウトソーシングを検討しており、2018年度は地方の事業所において、複数の専門業者を利用して試行を実施する。試行実施後に効果を検証した上で、本格導入を決定する。

5 特定健診の受診方法等

(1) 特定健康診査

原則、対象者が自分で専用ホームページ経由または電話で受診申込を行い、契約医療機関の中から希望する健診場所にて、年1回の特定健康診査を受診するものとする。

なお、事業主が行う労働安全衛生法に基づく健康診断等は、この方法に含まれない。

特定健康診査の窓口負担は無料とする。

人間ドックおよび家族健診に関する具体的な受診方法および費用の負担については、それぞれの規程に従うものとする。

(2) 特定保健指導

保健指導対象者は、事業所担当部署からの案内に従い、当健康保険組合所属の保健師、もしくは外部委託機関の保健師等が実施する保健指導（特定保健指導及び安衛法に基づく保健指導）を受ける。特定保健指導費用は当健保組合が負担する。

6 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合機関誌、ホームページ等に掲載するとともに、被扶養者については、個別に案内書を送付する。

7 特定健康診査のデータ受領・保管方法

健診のデータは、契約健診機関を通じ電子データを随時受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、健診結果をもとに年齢や検査項目の数値等を考慮し、優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、カシオ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画書の公表・周知

本計画は、当健康ホームページに掲載するとともに、各事業主及び担当部門に対する通知・説明等にて周知を図る。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年評価、検証を行ない必要に応じて実態に即した見直しを実施する。

以 上